

大雪山国立公園の一部及び十勝川源流部原生自然環境保全地域では、スノーモビルなどによる乗入れが禁止・規制されています。なお、入口部における監視・普及啓発活動、上空からの規制区域内の監視などを行っています。



スノーモビル等 乗入れ禁止・規制区域図

- 自然環境の優れた地域でのスノーモビル、オフロード車などの無秩序な使用は、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、これらの影響を防ぐために、国立公園の一部及び原生自然環境保全地域内で乗入れ禁止・規制区域が指定され、スノーモビルなどの使用はできません。
- 乗入れが禁止・規制されるのは、スノーモビル、自動車、オートバイ、飛行機などで、馬などの動物に乗っての乗入れも禁止・規制されます。
- 許可無く乗入れ禁止・規制区域に乗入ると、法律により罰せられます。
(自然公園法：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
(自然環境保全法：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

自然公園などの自然環境や動植物を守り、これを将来にわたって保全するようご協力をお願いします。

国有林内での取り扱い



道有林内での取り扱い



なお、国有林、道有林においてもスノーモビルの乗り入れは認められません。

問い合わせ先

環境省 大雪山国立公園管理事務所	〒078-1741 上川郡上川町中央町603番地	TEL:01658-2-2574 FAX:01658-2-2681
環境省 東川管理官事務所	〒071-1423 上川郡東川町東町1-13-15	TEL:0166-82-2527 FAX:0166-82-5086
環境省 上士幌管理官事務所	〒080 1408 河東郡上士幌町字上士幌東3線235 33	TEL:01564 2 3337 FAX:01564 2 2933
環境省 北海道地方環境事務所	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	TEL:011-299-1953 FAX:011-736-1234

